

4月から国民健康保険に加入する方へ～加入手続きと保険税試算のご案内～

国民健康保険に加入する手続きは

退職などにより職場の社会保険を喪失し国民健康保険に加入する場合は、次のとおり手続きをしてください。

- **期間**／資格喪失日（退職日の翌日）から14日以内 ※資格喪失日より前に国保加入の手続きはできません（例：3月31日退職ならば4月1日以降の手続きになります）。
- **場所**／保険年金課、唐桑・本吉総合支所市民生活課、階上・大島出張所
- **対象者**／本人または同一世帯員（別世帯の方が来庁する場合は委任状が必要です）
- **必要書類**／
 - ①職場の社会保険の資格喪失日がわかる書類（離職票や退職証明書では手続きできません）
 - ②本人確認書類（マイナンバーカード、運転免許証など）
 - ③マイナンバーが確認できるもの（マイナンバーカード、通知カードなど）
- **その他**／混雑防止のため郵送での手続きや必要書類の事前預かりも可能です。詳細は市公式サイトをご覧ください。
- **問い合わせ先**／保険年金課 保険係 ☎ 22-6600 内線 372・373



市公式サイト

令和5年度国民健康保険税の見込額を確認したいときは

社会保険の任意継続保険料と比較したいときなど、国民健康保険に加入した場合の保険税額を試算することができます。

- **場所**／保険年金課、唐桑・本吉総合支所市民生活課、階上・大島出張所（電話やメールでの回答はできません）
- **対象者**／本人または同一世帯員（別世帯の方が来庁する場合は委任状が必要です）
- **必要書類**／
 - ①世帯主及び国保加入者全員分の令和4年中の所得金額がわかる資料（確定申告書の控え、給与収入や公的年金収入の源泉徴収票など）
 - ②来庁者の本人確認書類（マイナンバーカード、運転免許証など）
- **令和5年度年間保険税額（目安）**

令和4年分の給与収入金額	所得金額	介護分なし (40歳未満または65歳以上)		介護分あり (40歳以上65歳未満)	
		1人	2人	1人	2人
200万円	132万円	131,500円	145,500円	163,800円	181,700円
300万円	202万円	192,400円	223,400円	240,100円	279,100円
400万円	276万円	256,800円	287,800円	320,800円	359,800円
500万円	356万円	326,400円	357,400円	408,000円	447,000円
600万円	436万円	396,000円	427,000円	495,200円	534,200円
700万円	520万円	469,100円	500,100円	586,800円	625,800円

※世帯主のみ給与収入があり、世帯主を含めた1人または2人で加入する場合。世帯構成や加入者の年齢、その他所得金額の有無などにより、保険税額が変動することがあります。

※月あたりの税額は、左記年間保険税額を12で割ることで求められます。

- **問い合わせ先**／保険年金課 保険係 ☎ 22-6600 内線 372・373

日本年金機構からのお願い

「郵便物の転送」届出・更新の手続きを

日本年金機構では、年金に関する案内を定期的に郵送していますが、実際のお住まいと住民票の住所が違う場合、大切な郵便物が配達されないことがあります。事前に送付先を登録することで、住民票の住所以外に送付することもできますので、ご希望の方はお申し出ください。

また、引っ越しなどにより旧住所あての郵便物などを新住所に1年間転送されるサービスを利用

される場合は、お近くの郵便局の窓口で転居届の手続きをしてください。

なお、すでに転送手続きをされている方で、引き続き希望される場合は、転送期間を確認のうえ、更新の手続きをしてください。

● 問い合わせ先

石巻年金事務所 ☎ 0225-22-5115

保険年金課国民年金係 ☎ 22-6600 内線 271・272